

令和7年

第1回志賀町議会臨時会

会 議 録

志賀町議会

令和7年第1回志賀町議会臨時会会議録

令和7年1月30日、第1回志賀町議会臨時会を志賀町役場議場に招集した。

(午後2時05分 開会)

(出席議員11名)

1番	小林	克嘉
2番	梢	正美
3番	表谷	茂浩
4番	中谷	松助
5番	福田	晃悦
6番	南	正紀
7番	寺井	強
9番	越後	敏明
10番	富澤	軒康
11番	櫻井	俊一
12番	林	一夫

(欠席議員1名)

8番	堂下	健一
----	----	----

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稲岡	健太郎
副町長	庄田	義則
教育長	間嶋	正剛
町参事兼総務課長	山下	光雄
富来支所長	吉村	満
企画財政課長	村井	直
デジタル情報課長	三野	善明
税務課長	中田	龍一
住民課長	横田	義浩
子育て支援課長	東山	和憲
健康福祉課長	宮下	隆

環境安全課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	前 田 稔
まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	平 野 雅 巳
学校教育課長	藤 井 専
生涯学習課長	大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向 井 徹
議会事務局参事	飯 田 一 也
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第1号及び議案第1号ないし第3号（提案理由説明）
- 日 程 第 5 町長提出 報告第1号及び議案第1号ないし第3号（質疑、委員会付託、討論、採決）

(開 会 ・ 開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第1回志賀町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、10番 富澤軒康君、11番 櫻井俊一君を指名し

ます。

日程第2 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日限りとすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 報告第1号及び議案第1号ないし第3号(提案理由説明)

福田晃悦議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第1号及び議案第1号ないし第3号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 本日は、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中、令和7年第1回志賀町議会臨時会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の概要説明に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の能登半島地震以来、1年が経過しました。地震の影響は、未だに至るところに見受けられますが、皆さんの復興にかける強い思いが形となり、少しずつではありますが、復興の兆しが見えてきたと感じています。

昨年末に道路や上下水道、農業施設などの国の災害査定も終わり、今年から本格的な復旧工事を進めていきます。また、町の復興計画に掲げる災害公営住宅や

避難拠点施設の整備についても速やかに進めていきたいと考えており、今回の補正予算において災害公営住宅の整備に係る調査費用を計上させていただきました。

そのほか、先の国の補正予算において、物価高騰による影響を緩和するため措置された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について補正予算を計上させていただきました。

その内容は、低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給するとともに、同世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯にあっては、児童1人あたり2万円を加算して支給いたします。

さらに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に大きな影響を受けた町民や地元事業者を支援し、幅広い消費喚起と地元経済の活性化を図るため、スマートフォン決済アプリと連携したポイント還元事業を実施いたします。還元率は20パーセント、付与上限は1回当たり2,000ポイント、期間トータルで8,000ポイントを予定しており、実施予定期間は令和7年5月から約2か月間とし、大手チェーン店やコンビニなどの一部店舗を除き、町内のスマートフォン決済アプリ利用可能店舗及び事業所が利用対象になります。

町の復旧復興を推進していくため、また長引く物価高騰で困難な状況にある町民や事業者をしっかりと支えるため、いずれの事業も迅速な事業着手が求められるものでありますので、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その概要をご説明いたします。

案件は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定による専決処分の報告が1件、一般会計の補正予算をはじめ、条例の一部改正、指定管理者の指定に係る議案が3件の、合わせて4件であります。

報告第1号 専決処分の報告については、町職員が運転するスクールバスが、和解の相手方が所有するシニアカーに接触し、その一部を破損させた事故について、昨年12月18日に和解が成立し、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

議案第1号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第9号）については、歳入では、災害公営住宅整備に係る国庫補助金及び国の補正予算成立に伴う物価高騰

対応重点支援地方創生臨時交付金の追加のほか、ふるさと納税寄附金の増額を主とし、歳出では、災害公営住宅整備に係る調査測量設計費をはじめ、国の補正に伴う物価高騰対策として実施する住民税非課税世帯に対する給付金の給付、定額減税に不足額が生じた者に対する不足額給付金の給付、キャッシュレス決済ポイント還元事業に係る事業費の追加のほか、ふるさと納税推進事業に係る返礼品等に要する経費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第2号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、指定管理者の管理の期間をその他体育施設（志賀町富来B&G海洋センター）と合わせるため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 志賀町体育施設及び志賀町富来B&G海洋センターの指定管理者の指定については、引き続き、ミズノスポーツサービス株式会社を指定管理者として指定するものであります。

以上、本臨時会提出案件4件についての説明とさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

富澤軒康議員 はい、議長。

10番 富澤、動議を提出します。

今臨時会に提出された 議案第1号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第9号）についての採決に関し、緊急を要する重要な決議を提出したく、発議第1号 議案第1号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第9号）に対する決議についてを、直ちに日程に追加し、議題とすることを求めます。

南正紀議員 賛成。

小林克嘉議員 賛成。

表谷茂浩議員 賛成。

福田晃悦議長 ただいま、富澤軒康君から、発議第1号を直ちに日程に追加し、議題とするものの動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

発議第1号を直ちに日程に追加し、議題とする動議を採決します。

お諮りします。

ただ今、富澤軒康君から提出のありました動議 議員提出 発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第1 議員提出 発議第1号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

福田晃悦議長 富澤軒康君ほか2名から提出のありました発議第1号 議案第1号 令和6年度志賀町一般会計補正予算(第9号)に対する決議についてを、議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

福田晃悦議長 本案の提出者から、説明を求めます。

10番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい、議長。

発議第1号 議案第1号 令和6年度志賀町一般会計補正予算(第9号)に対する決議についての趣旨説明をいたします。

本日提出された議案第1号、令和6年度志賀町一般会計補正予算(第9号)については、復興に対し早急に取り組まなければならない事項についての議案であります。本案につきましては、一日も早く、被災者の皆様に安全と安心を届け、復興を感じとれるようにとの主旨は理解できますが、補正予算に組み込まれております災害公営住宅整備事業に対しての調査測量設計費に対しては、この予算に対する一連の取り組み方が民意を反映しているとは決して言えず、町民や議会にとって理解し難い点が多々あることは現状であります。

まず、この災害公営住宅が誰のために建設されているのかを第一に考える必要があると思っております。主役はあくまでも甚大な被害を被った町民であります。町の業務執行や責務を果たすために行うのではなく、今も住まいに不自由、そして不安を毎日抱え日々を過ごしている被災者が生涯において安らぎと安心感を持って住み続けるであろう町営住宅であります。なぜ対象とする方々の意見や要

望を聞き取ることを行わないのか、そしてその地区を対象とする方々のために、復興計画の中でメインの柱である「かえる、志賀町」の主旨を訴えつつ、その場所に災害公営住宅を建てるための調査費等々を説明をする、そういったことがいかに必要であるかをしっかりと見極めていただきたいというふうに思っております。

今はその段階ではないと執行側には考えているかもしれませんが、ここ近年の議会の予算執行を考えると、概ね調査費を付けた後、調査が終わってから、そのまま決定をし、建設や執行されることがほとんどであります。で、あるならば、今の段階が一番大切で重要な時期というふうに認識しております。

災害関連の執行は時間もなく、今も苦しみに長くいる方を日々も早く安心させ、救わなければならないということも十分、当然、議会、私どもも認識しておりますが、しかしながら一連の経緯から我々議員に対して説明不足や対応不足な面が多々あり、議会を通して町執行部へ何度も説明や資料提出、議会の要望に対するそのもの、回答などを求める場面もありました。

にもかかわらず、今回の災害公営住宅に関する議案に対して、先程述べたとおり、議会に対して事前説明を全くなく、あまりにも突発すぎて困惑した次第でありますし、これこそ議会軽視だというふうに、私はそう認識をしています。

そういったことから、当初から反対、反応をしてきた次第であります。ですが、これ以上災害復興に関する執行を遅らせることは町民、被災者にとって、町にとっても良くないことから今回、この決議内容への真摯な対応を求めるものであります。

私は町長に対し、いく度も町民、被災者への意見を聞いてほしい、現場へ出向いて被災者と向き合って話をしてほしいという、何度も何回も訴えてきました。しかしながら、対応されることがないまま今日を迎えております。私どもの災害復興に対する各種質問に対し、町からの答弁は町民の意見や意思はそうなんだということとなく、耳にする内容は、全て地震発生直後にとった住民アンケートを下に起こられていることがほとんどであります。

地震発生から1年が経過し、被災者を取り巻く環境は発生直後から比べると大きく変わってきています。意見やアンケートの結果も今更新すべき時であるというふうに思っております。

私自身、決してアンケート調査を否定するものではありません。しかしながら、

アンケートを受け取る方は、あくまでも自動的であり、与えられた項目であるがゆえに、真の生の声、そして的を得た回答、的確な回答は決してそうではないというふうに思っています。1年経った今だからこそ、今後は少しずつ前進していることから、被災者に対し膝と膝を付き合わせ、現在、被災者今何を考え、何を思い、国・県・町に対して何をしてほしいのかを、どうしてほしいのかを聞くタイミングであるというふうに、そういうふうに私自身は今、強く思っているところであります。

そういったことを踏まえて、私は次の決議4項目をとります。

住民と議会への理解を得るための情報共有と説明責任を果たすこと。

次に、第一に住民に対する住民説明会を開き、それを踏まえつつ業務に取り組むこと。

建設場所の再検討を踏まえ、進捗状況等々を遅延なく具体的に報告すること。

本件にかかわらず復興に関することにおいて、遅延なく詳しく、しかも親切丁寧に説明すること。以上であります。

今後、復興に関する議論については、目的や説明をより一層明白にし、事業内容や事業費を精査をし、議会に今以上に報告するし、この実施にあたっては、慎重に運用していくことを強く求めるものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨を理解され、御賛同いただけるようお願い申し上げます、本件の趣旨説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

南正紀議員 議長。

福田晃悦議長 6番 南正紀君。

南正紀議員 私は、発議第1号 議案第1号 令和6年度志賀町一般会計補正予算(第9号)に対する決議について、に対し、賛成の立場で討論を行います。

冒頭、震災発災から1年を経過し、復旧・復興の加速が求められる中、職員の皆様方におかれましては常にその最前線でご奮闘いただいておりますことに、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、震災からの復興の大きなテーマの一つが、住宅を失った方々が希望を持ち、質の高い生活を送るための終の棲家の確保であります。しかしながら、建築資材や人件費が異常なまでに高騰する中、自力での再建が困難な方も多いことと推察されます。そこで大きく注目されるのが、災害公営住宅であります。

今回提出されました議案第1号には、その住宅地整備事業における調査測量設計委託料として、約3千万円が計上されております。この事業費におきましては12月定例会でも上程が予定されておりましたが、予算決算常任委員会の審査が不調に終わり、取り下げに至ったものであります。

委員会の審査に際し提示された内容は事業費のみであり、所在地・面積・土地の詳細等が知らされない中での審査は不可能であること、多くの議員が土地選定の過程が適切でないと異議を唱える等で紛糾し、採決を見送ったものであります。

その際の執行部側の説明は、委員会後の全員協議会において詳細な説明を行うとのことでありましたが、これは順序が全く逆であります。結局、全員協議会の

説明に加え、議員からの提案により、現地の視察も行いましたが、浸水想定地域内の土地であること、住民の中でも適地ではないという声があること、これまで述べた経緯等により不調に終わりました。

その際、多くの議員から今後においては、ことを進めるにあたり的確な情報提供すること、住民や議会の意見をくみ取りながら進めることなどが求められましたが、今回それがなされていないと感じる同僚議員が多いようであります。

また、多くの事業を進めるにあたり、参考としているものが、発災間もないころにとられた住民アンケートであり、今回もそれを参考に行っているとのことですが、発災後1年を経過し、被災者の皆様の環境も大きく変化していると推察され、先の趣旨説明の通り、旬な意見ではないとともに、対面での意見聴取も求められるものであります。

町長は、復旧・復興事業は最大限住民の皆様方の意見を取り入れるとしておりますが、それを実感していない同僚議員も多く、今後におきましては是非とも丁寧な意見聴取を求めるものであります。

町長が掲げる復興計画は、町を作り変えるものであり、50年、100年後のふるさと志賀町を決定づけるものであります。これから進める復興に関する事業につきましては、議会といたしましても大いに議論したいと考えており、必要な情報を的確に提供くださるようご配慮をお願いします。

今回の災害公営住宅地調査事業におきましては、議員間で賛否が分かれておりますが、全ての復旧・復興事業を速やかに進めるにあたっては、議案第1号の可決が求められるものであり、そのためにも全議員が議案第1号に対し賛意を持つよう、本件決議が不可欠と考えます。

議員各位におかれましては、その趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願いいたします。

以上、発議第1号に対しての賛成討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 町長提出 報告第1号及び議案第1号ないし第3号 (質疑・委員会付託・討論・採決)

福田晃悦議長 これより、町長提出 議案第1号ないし第3号に対する質疑を許します。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各案に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は、一括して行うことを

許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

それでは、町長提出 議案第1号 令和6年度志賀町一般会計補正予算(第9号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、町長提出 議案第2号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

福田晃悦議長 続いて、町長提出 議案第3号 志賀町体育施設及び志賀町富来B&G海洋センターの指定管理者の指定についてを、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、本臨時会の議事、すべてを終了しました。

令和7年第1回志賀町議会臨時会を閉会します。

(午後2時35分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第1号

例月出納検査の結果について

(令和7年12月24日実施)

2 議長報告第2号

入札結果調書について

(令和6年12月18日 4件)

(令和7年1月17日 3件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 富 澤 軒 康

志賀町議会議員 櫻 井 俊 一